

～骨髄ドナーとその事業主の方へ～

# 島田市骨髄等移植ドナー等支援事業

島田市では、ドナーとなった方が骨髄等を提供しやすい環境づくりを進めるため、ドナー登録者の確保及び骨髄等の移植の推進を図ることを目的とし、助成金を交付します。

## 対象者

- 骨髄等の提供を完了した時点で島田市に住民登録があるドナー
- 上記ドナー(個人事業主を除く)が勤務する事業所



## 助成金の額

- ドナー  
2万円×骨髄等の提供に要した通院又は入院の日数※
- 事業所  
1万円×ドナーが取得した骨髄等の提供に要した通院又は入院の日数※  
※7日間を上限とする

## 申請方法

以下の必要書類を、健康づくり課へ提出してください。

- ①骨髄等移植ドナー等助成金交付申請書兼実績報告書(ドナー用または事業所用)
- ②骨髄バンクが発行した証明書の写し(骨髄等の提供を完了したこと及び骨髄等の提供に係る通院、入院等に要した日数がわかるもの)
- ③同意書
- ④ドナーの勤務期間がわかる書類(事業所が交付申請する場合のみ)

※交付決定後、助成金請求書を提出してください。

## 申請期限

骨髄等の提供を完了した日から起算して1年



## 【お問合せ先】

島田市保健福祉センター  
健康づくり課  
TEL:0547-34-3282